


短期入所生活介護サービス料金表


令和 4 年 10 月 1 日改正

介護保険利用料

平成 27 年 4 月より佐倉市が 5 級地に指定され 1 単位 10.55 円となります。

(ご利用者の負担は介護保険負担割合証に記載された割合となります。)

[1 日あたりの単位]

	項 目	単 位
介護サービス費	要介護 1	596 単位
	要介護 2	665 単位
	要介護 3	737 単位
	要介護 4	806 単位
	要介護 5	874 単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		18 単位
夜間職員配置加算 (Ⅰ)		13 単位

※介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定の単位数に×8.3%が加算されます。

※介護職等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 所定の単位数に×2.7%が加算されます。

※介護職員等ハートアップ等支援加算 所定の単位数に×1.6%が加算されます。

[発生時のみの単位]

	単 位
送迎費 (片道)	184 単位
療養食加算 (療養食を提供した場合のみ 1 日あたり)	8 単位
緊急短期入所受入加算 (対象者のみ 7 日間まで)	90 単位
若年性認知症利用者受入加算 (対象者のみ 1 日あたり)	120 単位
認知症の行動・心理症状緊急対応加算 (対象者のみ 7 日間まで) ただし、若年性認知症利用者受入加算にて対応している場合は対象外	200 単位

実費料金

滞在費 (一日あたり)	855 円
食費 [朝食 450 円・昼食 550 円・夕食・550 円]	1,550 円
理美容費 (1 回)	1,000 円
レクリエーション・クラブ活動費	材料代の実費

※ 「居住費」、「食費」について、特定入所者の減額認定を受けられている方に関しては、減額された料金になります。

※ご利用にあたりましては、介護保険法の要介護 1~5 の方が対象になります。